

トルコにおけるシリア難民と労働をめぐる課題

湯浅 典人*

2011年シリア内戦の発生後から、トルコはシリアからの難民を受け入れ続け、2018年で、その数は355万に達している。イスタンブールに住むシリア難民家族の平均支出は、トルコの4人家族の貧困線の約37%であるなど、その生活は厳しい。シリア難民は「一時保護」の対象であるために、社会保障の適用のない、インフォーマルな雇用に従事せざるをえない。同じ仕事をするトルコ人よりも25%から50%ほど安い賃金で働いている。2016年1月に労働許可の制度が開始されたが、許可証が与えられたのは、2016年と2017年の2年間で34,298人であり、生産年齢人口210万人に対して1.6%を占めるに過ぎない。たとえシリアでの紛争が終結したとしても、多くのシリア人がトルコに留まり続けると予想されている。今後、トルコ社会への統合が促進されるのか、シリアへの帰還が増えていくのか、様々な要因が複雑に絡み合いながら、事態が展開すると考えられる。

Key words : シリア難民, トルコ, 移民政策, 低賃金労働, 労働許可

1. はじめに

シリアでは、2011年にアサド政権の退陣を求める市民の運動を、政府が徹底的に弾圧したことをきっかけとして、内戦が始まった。それから7年間が経過しているが、紛争は泥沼化しており、収束の道筋はいまだに見えていない。内戦によってこれまでに、560万人が国外に逃れ、660万人の国内避難民が発生している。内戦前のシリアの人口は、約2200万人と言われていたので、半数以上のシリア人が難民となったことになる。

シリアと911kmの国境線を共有する北の隣国トルコは、内戦発生後から「オープンドア、門戸開放」政策をとり、シリアからの難民を受け入れ続けている。その数は、2018年8月時点で、355万人に達し、世界最大の受け入れ国となっている。

多くの難民が来ることによって、さまざまな課題や問題が発生している。トルコ国内でも、2015年6月から2016年6月にかけて発生した8回の大規模テロ、2016年7月15日のクーデター未遂事件、2018年8月トルコリラの急落による「トルコショック」¹⁾など、重大な出来事が起きている。それにもかかわらずトルコ国内で、難民の排斥運動が起きず、また排除を主張する政党もないことは、賞賛に値する。

本稿では、トルコにおけるシリア難民の現状、受け入れと法律上の規定、シリア難民の生活状態を明らかにする。そして、賃金の実態、インフォーマルな労働、労働許可の制度とその適用など、労働をめぐる課題について論じる。

*人間学部人間福祉学科

2. トルコにおけるシリア難民

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の調べ (2018年9月時点) では、シリア難民は、トルコのほか、レバノン (98万人)、ヨルダン (67万人)、イラク (25万人) にも移っている。また、ヨーロッパに渡った人たちも多く、2011年から2016年にかけてヨーロッパの国で難民申請をしたシリア人は、112万人となっている。

トルコ政府によって登録されているシリア難民の数は、内務省移民管理局の発表によれば、2018年8月29日時点で3,552,303人である。性別、年齢別内訳は、以下の通りである。

女性 1,626,236人 (45.8%) 男性 1,926,067人 (54.2%)
年齢別の人数

0～4歳	541,305人
5～9歳	479,842人
10～18歳	652,974人
19～29歳	870,699人
30～39歳	483,874人
40～49歳	257,403人
50～59歳	153,904人
60～69歳	74,752人
70歳以上	37,550人

年少人口、生産年齢人口、高齢人口の3区分で見ると、人数と構成割合は以下の通りである。

0～14歳	1,388,364人 (39.1%)
15～64歳	2,097,211人 (59.0%)
65歳以上	66,728人 (1.9%)

高齢化率1.9%の数字が示すように、集団としてのシリア難民はかなり若い。出生率も高く、2011年から現在までに、284,777人の子どもがトルコ国内で生まれている。また、学齢期である5歳から18歳までの人数が113万人と、全体の31.9%を占めていることにも注意が必要である。

トルコ政府は、シリア国境沿いのシャンルウルファ県、キリス県、ガジアンテップ県、アダナ県などに、難民キャンプを23か所設営している。難民キャンプで暮らすシリア人は20万人で、全体の5.5%である。その他の94.5%の大多数は、トルコ全土にわたって、市中で暮らしている。数の多い順に県別にみると、イスタンブル県56万人、シャンルウルファ県47万人、ハタイ県44万人、ガジアンテップ県39万、アダナ県22万人となっている (図1を参照)。国境沿いの町に多くのシリア人が居住している。その一方で、トルコ経済の中心地であるイスタンブルには、多くの難

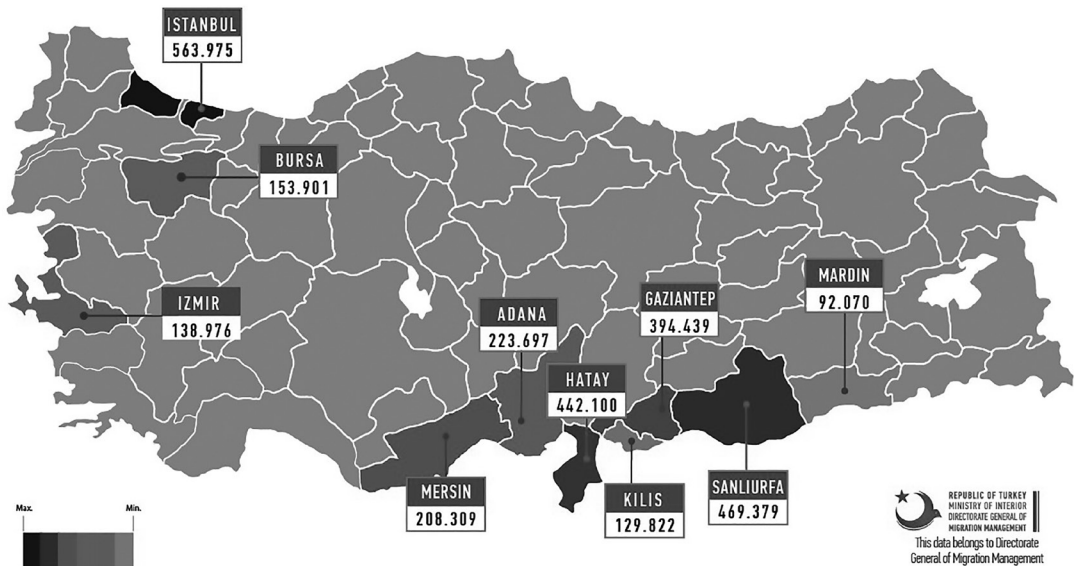


図1 シリア難民の受け入れが多い県 (出典: 内務省移民管理局)

民が職を求めてやってきている。

シリア難民は、移民管理局に向いて、登録を申請することが求められる。申請が正しいことが確認されると「一時保護」の資格とIDカードを得る。この資格によって、教育、医療のサービスが無償で受けることができる。トルコ政府は1951年の難民条約締結国であるが、難民の定義を「ヨーロッパから逃れてきた人々」に限る地理的制限をかけている。そのためシリアから逃れてきた人々は、法的には「難民(refugee)」ではなく、「一時保護(temporary protection)の移民」として扱われる。

また難民キャンプ以外で暮らすシリア人に対しては、トルコ赤新月社(TRC)と国連世界食糧計画(WFP)の協力で実施されている。カードを通じた現金給付がある。一人当たり月額100 TLである(UNHCR 2017: 31)。

つぎに、シリアからの難民の受け入れについて、その経緯を見てみよう。トルコ内務省移民管理局の発表によれば、トルコにおける年別の受け入れ人数は、以下のようになる。

2012年	14,237人
2013年	224,655人
2014年	1,519,286人
2015年	2,503,549人
2016年	2,834,441人
2017年	3,424,237人
2018年	3,552,303人

2011年4月には、シリア難民の最初の集団が、国境を越え、トルコのハタイ地域へと入ってきた。2011年の終わりには、トルコには、8,000人のシリア難民がいた。アナン前国連事務総長による停戦の調整が失敗に終わったあと、2012年の後半、シリアにおける紛争はさらに激化し、月当たり平均して20,000人の難民がトルコに流入した。2014年の後半、シリア難民の数は劇的に増え、トルコは月当たり平均して70,000人の新しい到着者を受け入れた。イスラム国がシリア北部を占領した結果、2014年の秋には多くのシリア人がトルコへと逃れた(Şimşek & Çorabatır 2016:

70-71)。

シリア難民のトルコへの最初の流入が2011年4月に始まったとき、トルコ政府は難民を歓迎し、トルコに入国することを認めた。ビザ(査証)は不要で、パスポートを所持する人は最大90日間トルコに滞在することができた。その一方で、文書を持たないシリア人は、いわゆる「ゲスト・キャンプ」に入ることが許可された。紛争から逃れてきたシリア人にトルコは、つぎの3項目からなる一時保護を与えた。(1)すべてのシリア人にオープンドア政策をとる、(2)シリアへ強制帰還させない(ノン・ルフールマンの原則)(3)トルコでの無期限の滞在を認める(Gümüs & Eroğlu 2015: 471)。

オープンドア政策が実行されている間、シリア人は公的な用語では「ゲスト(客人)」と呼ばれた。住民とは違い、「ゲスト」は滞在が終わったなら、受け入れ国を離れ母国に帰ることになる。滞在は一時的なものであることを強調するために、このような用語が使われた(Gümüs & Eroğlu 2015: 472)。しかし、シリア情勢は悪化の道をたどり、国境を越えトルコに入国するシリア人は増え続けた。

シリア、イラク、アフガニスタンからの難民が増加する状況のなかで、移民と庇護(asylum)のための法的な枠組みを確立するために、トルコは2013年「外国人と国際的な保護下にある人々に関する法律」を制定した。この法律が適用されるのは、「難民」「条件付きの難民」「補完的な保護」である。「条件付きの難民」とは、ヨーロッパ以外の国から逃れてきた人々で、トルコ政府によって難民とは認められてはいないが、第三国への再定住までトルコに滞在できる人々。「補完的な保護」とは、難民資格は得ていないが、人道上の理由から本国に送還できない人々を意味している。シリアからトルコに逃れてきた「一時保護」の人々は、3つのカテゴリーには入らず、法律は適用されない(Gümüs & Eroğlu 2015: 483)。しかし、第91条にはつぎのように「一時保護」の定義がなされている。「一時保護の資格は、母国を離れることを余儀なくされ、母国に帰ることができず、大規模流入の状況でトルコ国境に到達あるいは越

境し、緊急の一時的な保護を求めている外国人に認められる」

一時保護下にある人々の不明瞭な位置づけと権利を明らかにするために、2014年10月22日「一時保護に関する指令」が出された。この規定は、トルコに在留する権利(第25条)、無料の医療サービスの提供(第27条)、非正規の入国と在留に対する処罰の禁止(第5条)、強制送還の禁止(第6条)、公立学校の利用と労働許可の申請に使用できるIDカードの発行(第22条)、翻訳サービスの提供(第30条)などを定めている(Gümüs & Eroğlu 2015: 476)。

トルコへ逃れたシリア人のなかには、トルコでの生活に見切りをつけ、ヨーロッパを目指す人々もいた。トルコから海路などでギリシャ入りする「東地中海ルート」が主要な経路となった。2015年の同ルートの不法越境は約885,000人に達した(日本経済新聞2018.2.21)。2015年9月2日、トルコ南西部ボドルム近くのフェネー海岸に、幼児の遺体が打ち寄せられた。ギリシャへ渡ろうとする密航船が、転覆したために起きた悲劇であった。遺体を撮った一連の写真は瞬間に世界を駆け巡った(墓田2016: ii)。難民の受け入れをめぐる、欧州連合(EU)では協議が重ねられたが、不協和音も出始めた。EUとトルコは2016年3月18日、ブリュッセルで首脳会合を開き、欧州への難民や移民の無秩序な流入を阻止するため、連携強化することで正式合意した。3月20日以降に新たにトルコからギリシャへ渡る密航者は原則としてすべてトルコへ送り返す一方、EUはトルコ国内で避難生活を送るシリア難民を受け入れて域内に定住させる。最終合意案によるとトルコへ送り返す密航者のうちシリア難民1人につき、トルコで滞在中のシリア難民1人をEUへ正規に移住させる。難民らの送還のコストはEUが負担する。協力の見返りとして、EUはトルコに対するシリア難民支援関連の資金援助を60億ユーロ(約7500億円)に倍増するほか、トルコ国民がEUに渡航する際の査証(ビザ)免除措置の導入時期の6月への前倒しや、トルコのEU加盟交渉の加速にも応じることとなった(日経2016.3.19)。この合意が実施されたことで、

2017年は「東地中海ルート」による不法越境は約42,000人まで激減した(日経2018.2.21)。

3. シリア難民の生活の状態

シリア難民の生活の状態を、各種の団体や組織が行った調査によって見てみよう。都市、都市郊外、農村に住むシリア難民は、基礎的な必要を満たすために大きな困難を抱えている。国連世界食糧計画(WFP)とトルコ赤新月社(TRC)が実施した、援助を実施する前のベースライン調査(2015)によれば、南東地域に住む難民の約90%が、トルコが設定した貧困線以下で生活している。彼らは、食べる量や回数を減らすなどの否定的な対処機制をとることになり、不安定な住居の借用と向き合いながら不衛生な環境で生活している。それに加えて、大多数の難民は、冬に備えて支出を増やす一方で、気候の変動によって仕事を得る機会が減っている(UNHCR 2017: 63)。

Ayhan Kaya & Aysu Kıraçを中心とする Support to Life アセスメントチームは、イスタンブル地区に住むシリア難民に対して、200人に対する個別インタビュー、744人に対する質問紙による世帯調査、フォーカスグループでの議論(参加者は136人)を実施し、脆弱性のアセスメントを行っている(STL 2016: 11)。この調査を中心に、(1)家族の収入の水準、(2)トルコにおける収入源、(3)賃金の水準、(4)支出の水準を見ていくことにする。

(1) 家族の収入の水準

難民世帯の月々の収入は、500TL(180USD)から2,000 TL(700USD)の間に集まっている。調査対象者の87%がこの範囲内の収入であることを報告しており、平均値は1,490 TL(525USD)である。月間収入で、500 TL以下は約4%であり、2,000 TL以上は約9%である。

(2) トルコにおける収入源

インタビューしたうち、約64%の人々が、繊維、建設、サービス部門などでの定期的な賃金労働によって、収入を得ていると報告した。難民のうち

ほんのわずかな人々が、イスタンブルで、フォーマルもしくはインフォーマルな自営業を営んでいる。地方自治体や支援機関によって提供される食料券も、主要な収入源である。家族によっては、食糧援助や食料券を現金に交換することもある。

(3) 賃金の水準

バージュラル（ヨーロッパ側にあるアタチュルク空港近くの地区）でのインタビューでは、多くのシリア人が建設や繊維などの肉体労働や手仕事に従事していると報告している。バージュラル近隣には多くの工場や作業場がある。ある地域の指導者は、雇用主がシリア人には賃金を減額していると語っている。繊維工場では、トルコ人には1,500 TL、シリア人には750 TLを支払う。建設部門では、トルコ人には日給で70から100 TL、シリア人には30から40 TLである（STL 2016: 29）。

シリア人をトルコ人より安い賃金で雇用していることは、他の調査でも明らかとなっている。イスタンブルの繊維工場で働く、604人のシリア人とトルコ人労働者に対して、労働組合が調査を行った（Hürriyet Daily News 2017.7.6）。その調査によれば、全体のうち33%の労働者が、最低賃金²⁾以下で働いている。そしてシリア人の賃金は、トルコ人と比べて平均で25%低い。シリア人は、トルコ人よりも安い賃金を受け入れるので、仕事が見つけやすいことが明らかになった。トルコ人労働者は、シリア人が来て、働き始めるようになってから、賃金が劇的に安くなったと不満を漏らしている。

(4) 支出の水準

難民に過去30日間に様々な物やサービスに使った金額を聞くことによって、月当たりのデータを収集した。支出額の平均は、1,695 TL (605 USD)である。その内訳として、食料費の平均は、667 TL (238 USD)、家賃の平均は、595 TL (212 USD)である。難民の家族にとって、食料費と家賃は支出の大部分を占めている。その他の支出項目は、電気代 (94 TL)、教育費 (89 TL)、交

通費 (85 TL)、光熱費 (76 TL) である。

トルコ労働組合によれば、トルコの4人家族の貧困線は4,561 TLである。シリア難民家族の月当たりの平均支出は、トルコの4人家族の貧困線の約37%に相当する。さらに、食費の月当たり平均支出の667 TLは、トルコの4人家族の飢餓線（2016年3月時点で1,400 TL）の半分以下である（STL 2016: 30）。

4. シリア難民の労働をめぐる課題

つぎに、シリア難民の労働をめぐる課題について考えたい。トルコ統計機構の発表によれば、2018年5月時点で、トルコの失業率は9.7%である。そのうち、15歳から24歳までの若年層の失業率は、17.8%とかなり高い。豊富で安価な若い難民の労働力を、活用するという状況ではない。

トルコの労働市場の特徴として、未登録の雇用（インフォーマルな雇用）の比率が高いことがある。未登録の雇用とは、雇用者が所得税と社会保険料を差し引かずに、賃金をそのまま労働者に支払う雇用関係のことである。雇用者にとっては、社会保険の雇用者負担をせずに、また最低賃金に縛られずに、労働者を雇うことができるという利点がある。労働者にとっては、所得税と社会保険料を払わずに済むために、手取りの収入は多くなるが、社会保障に加入できていないという欠点がある。主要な仕事が未登録の雇用である労働者の比率は、全体の33.7%（非農業部門は22.4% 2018年5月時点）である。

一方で、トルコの移民（migrant）政策はどのように評価できるだろうか。それを考えるときに参考になるのが、移民の統合を促進するために政府が実施している政策を評価し比較するためのインデックスであるMIPEX (Migrant Integration Policy Index)³⁾である。それによれば、トルコの総合評価（2014年）は38か国のなかで最下位である。総合評価は8項目から構成されている。各項目の評価は、労働市場の流動性38位、家族の再統合32位、教育37位、健康28位、政治参加36位、恒久的な住居38位、国籍へのアクセス27位、差別禁止36位となっている。「労働市場

の流動性」については、「国際基準、EU 基準をまったく満たしておらず、合法的な移民労働者のほとんどが、雇用主に縛られていて、仕事のスキルを向上するための支援がない」と論評されている。移民政策がこのような状況であることから、「一時保護」の対象であるシリア難民はさらに困難な立場に置かれていることが推察できる。

シリア難民はトルコでフォーマルな雇用に就いて働くことが認められてはこなかった。そのため、収入を得るためには、インフォーマルな雇用に従事せざるをえない。仕事へのアクセスが限られ、しかも低賃金の雇用しかない状態が続けば、難民の生活水準は低いままに留まってしまう。このような状況を改善するために、トルコ政府は、2016年1月にシリア難民を対象として「一時保護下にある外国人に対する労働許可（work permit）の規則」を定めた。この規則により、シリア難民に対して公的に働くことを認める、労働許可の制度が開始された。

トルコ労働・社会保障省の「実施指針」によれば、労働許可の申請条件はつぎの通りである（Myers 2017: 1-2）。

- a) 外国人は、一時保護の身分を証明するために、一時保護の文書を所持し、外国人 ID 番号を得ていること。
- b) 外国人が労働許可の申請をする日までに、一時保護の身分が6か月以上経過していること。
- c) 外国人は、一時保護の記録に示されている、在留が許可された県で申請しなければならない。
- d) 一時保護下にある外国人で、省庁からの認可が必要な専門職業（医療、教育、科学技術など）に就こうとする者は、関連する省庁からの認可の文書を得ていなければならない。
- e) 一時保護下にある外国人で、すでに他の雇用主からの労働許可を得ていないこと。

これらの規定により、一時保護の身分が6か月以上ある難民は、労働許可の資格がある。しかし、「申請手続き」には、つぎのように、雇用主によって申請されなければならないことが定められている。

- a) 労働許可の申請は、一時保護下にある外国人

を雇用しようとする雇用主によってなされる。

自営を営もうとする外国人は、労働許可を得るために、ビジネスを開始する登記手続きをしなければならないことが定められている。また、季節労働に従事の場合、労働許可証の取得義務は課されず、代わりに労働許可取得の免除証明を発行する。

トルコの NGO である「公正労働協会」によれば 50 万人のシリア人が労働許可の資格がある（Myers 2017: 2）。また 60 万人がすでに何らかの経済活動をしていると推計されている。しかし、アナトリア通信（Anadolu Agency）によれば、労働許可証が与えられたのは、2016年に13,298人、2017年に21,000人、合計で34,298人である。50万人に対して6.9%、生産年齢人口210万人に対して1.6%を占めるに過ぎない。

許可の数が少ない背景には、申請にあたってのハードルが高いことがある。申請はシリア人ではなく、シリア人を雇おうとする雇用主が行わなければならない、事業所ではシリア人の数がトルコ人労働者の10%を超えてはならない、労働許可にかかる料金が高い（537.5TL。2017年12月15日から200TLに減額された）ことなどがある。

また、労働法規の順守について、役所の監督が甘いために、中小のビジネスを営む雇用主は、最低賃金を払うことへの圧力をあまり感じていない。もし雇用主が労働許可の申請をしたなら、最低賃金以上を支払うことになる。安価な労働力を維持するために、申請をためらうことになる。

大多数のシリア人の母語はアラビア語であるため、言葉の壁もある。イスタンブルに住むシリア難民への調査で、家庭で話している言語を聞いたところ、その割合は、アラビア語87.4%、トルコ語9.2%、クルド語3.4%であった（STL 2016: 18）。そのため、サービスや制度、利用の手続きなどの必要な情報が得られない。また、役所での申請から許可に至るまでの過程が煩雑で、トルコ語が理解できる人の助けは必須である。⁴⁾

5. おわりに

イスタンブルのエジプシャンバザールで働く A

さんは「イスラム教徒として難民を受け入れることは当然のことである。キリスト教徒、ユダヤ教徒でも受け入れる。オスマン帝国の時代もそうであった」と語った（2018年3月3日聞き取り）。これだけの大量の難民を受け入れている背景には、政治的な意図、宗教、宗派、民族、歴史、地理などの要因がある。

しかしながら、難民をトルコ社会に定住させ、市民として「統合」することには、国民の合意が得られていない。労働許可の制度はあっても、実際に許可を得られる難民が少ないことから、そのことは明らかである。2016年7月3日、エルドアン大統領はシリア人に市民権 (citizenship) を与えると発言した。すべてのシリア人に資格があるのかどうか、どのような基準なのか、どのように手続きを進めるのかなどについて、詳しくは明らかにしなかった。この大統領の発言は、ソーシャルメディア上で激しい反発の声を巻き起こした。世論調査によれば、シリア人への市民権の付与に賛成するトルコ人は、10%以下である (BBC News 2016.7.5)。また2018年1月20日、トルコ陸軍は国境を越えてシリア北西部アフリンに進攻し、軍事作戦「オリーブの枝作戦」を展開した。テロリストを排除することで安全な地域を作り、教育や医療施設を整えたいうで、シリア人を帰還させるとの目的をエルドアン大統領は強調した。

たとえシリアでの紛争が終結したとしても、多くのシリア人がトルコに留まり続けると予想されている。今後、トルコ社会への統合が促進されるのか、部分的な統合に留まったまま住み続けるのか、それとも難民のシリアへの帰還が増えていくのか。それについては、シリア情勢、トルコの政治と経済の状況、トルコ国民の意識と行動、トルコの国際関係など、様々な要因が複雑に絡み合いながら、事態が展開すると考えられる。

注

- 1) トルコリラ (Turkish Lira TL) は、米ドル (USD) と日本円に対して、過去10年間、ずっと下落し続けている。2018年8月に起きたトルコショックでは、1USD = 7.2TLの最安値を記録した。2017年度は1USD = 3.4 ~ 4.0TLであっ

たので、半分に減価したことになる。日本円に対するレートは、2016年1TL = 31 ~ 41円、2017年1TL = 28 ~ 33円、2018年1TL = 15.5 ~ 31円である。

- 2) 2018年のトルコの最低賃金は、月額2,029.50TL (USD534.6)、日額67.65TL。社会保険料や所得税控除後の月額は1,603.12TL (USD423.30) である。2017年は、月額1,777.50TL、日額59.25TL、控除後の月額1,404.06TL。2016年は、月額1,647.00TL、控除後の月額1,300.99TL。
- 3) MIPEXは、すべてのEU加盟国、オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェイ、スイス、トルコ、アメリカの38か国を分析対象としている。シンクタンクであるバルセロナ国際関係センター (CIDOB) が運営している。ちなみに日本の評価は、38か国のなかで27位 (2014年) である。
- 4) 外国人にとり、トルコは在留許可 (residence permit) の取得がむづかしいことで知られている。私は多くの書類を用意したうえで移民管理局での面接に臨んだが、英語の文書があったにもかかわらず、「アンカラ大学からのトルコ語の文書がない」との一言で出直しを求められた。大学院生の助けなしには、許可が得られなかったに違いない。

引用文献

- Anadolu Agency (2017.1.18). Turkey issues work permits to over 73,500 foreigners
- BBC News (2016.7.5). Turks hit back at Erdogan plan to give Syrians citizenship
- Gümüş, Burak and Eroğlu, Deniz (2015). Partial integration of Syrian 'escapees' under the rule of Turkey's Justice and Development Party (JDP), *Contemporary Arab Affairs*, Vol. 8, No. 4, 469-487.
- 墓田桂 (2016). 『難民問題』中公新書.
- Hürriyet Daily News (2017.7.6). Majority of Syrians in Turkey employed in unregistered work for lower wages: Survey.
- Hürriyet Daily News (2018.2.15). Turkey handed work permits to more than 87,000 foreigners in 2017.
- MIPEX (<http://www.mipex.eu/turkey> 2018.9.7).
- Myers, Caysie (2017). *Challenges And Opportunities*

For Syrian Refugees Working In Turkey, Aid Brief No.1, Turkish Heritage Organization.

日本経済新聞 (2016.3.19) 「EU・トルコ、難民送還で最終合意 20 日以降開始」.

日本経済新聞 (2018.2.21) 「EU への不法越境、難民危機から 9 割減」.

Şimşek, Doğuş & Çorabatır, Metin (2016). Challenges and Opportunities of Refugee Integration in Turkey, Research Centre on Asylum and Migration (IGAM).

Support to Life (STL) Ayhan Kaya & Aysu Kırac (2016). Vulnerability Assessment of Syrian Refugees in Istanbul, STL.

Turkish Statistical Institute (トルコ統計機構), (<http://www.turkstat.gov.tr/HbGetirHTML.do?id=27689> 2018.9.7).

Republic of Turkey Ministry of Interior Directorate General of Migration Management (トルコ内務省移民局), (http://www.goc.gov.tr/icerik6/temporary-protection_915_1024_4748_icerik 2018.9.6).

UNHCR (2017). Turkey: 3RP Regional Refugee & Resilience Plan 2017–2018 in Response to the Syria Crisis.

UNHCR (国連難民高等弁務官事務所), (<https://data2.unhcr.org/en/situations/syria> 2018.9.8).

謝辞

私は、在外研究の機会を得て、2017年4月から1年間、文京学院大学の提携校である、アンカラ大学言語歴史地理学部日本語日本文学科に、客員研究員として受け入れていただいた。学科長のジャン・エルキン教授、アイシエヌル・テキメン教授、学科の先生方に感謝いたします。

(2018.9.25 受稿, 2018.11.1 受理)